

薬剤師資格証に関してよくある質問

2019年6月17日現在

[認証局に関して]

Q.日本薬剤師会認証局は、国の承認を受けていますか？

A.日本薬剤師会認証局は、厚生労働省の準拠性審査（正しく電子証明書を発行できることの確認）を経て、2016年4月5日付で厚生労働省より設置承認を受けました。これにより、厚生労働省 HPKI ルート認証局に信頼される認証局として、薬剤師の電子証明書の発行が可能となっています。

Q.薬剤師資格証（HPKI カード）は、日本薬剤師会認証局でしか取得できないのですか？

A.現在、薬剤師の HPKI 電子証明書を発行できる認証局は本会の他に、一般社団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）があります。MEDIS では、薬剤師以外にも各種保健医療福祉分野の国家資格（医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師、臨床検査技師等々）の HPKI カードを発行しています。なお、券面は本会では「薬剤師資格証」、MEDIS では「MEDIS-HPKI 資格証」となっています。

[薬剤師資格証に関して]

Q.薬剤師資格証（HPKI カード）の位置づけはどのようになるのでしょうか？

A.現在、「券面」としての薬剤師資格証は、民間団体たる本会が発行した「証」であり、公的な身分証明書にはなれませんが、就職時や大規模災害時における薬剤師業務等において、薬剤師免許証と同等の証明能力を有するものとして扱っていただけるよう、関係諸機関にお願いしています。一方、HPKI 電子証明書は、電子署名・電子認証とも、国の基準に基づき発行していますので、電子の世界で薬剤師という資格を証明する公的なものとして利用可能です。

Q.薬剤師資格証の所有権はどこに帰属するのですか？

A.薬剤師資格証は本会から貸与した形となります。死亡等を含む利用停止の場合は、原則、薬剤師資格証の返納を求めます。

Q.未返却の薬剤師資格証が悪用されることはありませんか？

A.薬剤師資格証の管理については、利用者本人（死亡した場合は、その法定相続人等）に「善良な管理者の注意義務」を実行していただく必要があります。

Q.薬局の認証とはどう違うのですか？

A.薬剤師資格証は薬剤師個人の認証、薬局の認証は薬局という組織の認証になります。現在、医療機関も含めて組織認証については解決すべき課題等があるため、関係省庁・団体等とも連携しながら検討しています。

Q.一度発行されたカードは、費用（年間運用費等）の滞納が無い限り、永遠に使用可能ですか？

A.カードの有効期限は5年間となっており、期限を迎えたらカードは再発行となります。これは、券面については本人の写真が変わること、また、電子証明書については電子署名法で定める期限（最大5年）があることによります。

[審査に関して]

全国的な受付開始に合わせて随時追加します。

[その他]

全国的な受付開始に合わせて随時追加します。